

市立青梅総合医療センター 診療連携医療機関制度

(目的)

第1条 この制度は市立青梅総合医療センター(以下、医療センターという)と地域の保険医療機関との連携を密にし地域医療の充実と向上を図るため、医療センターにおける診療連携医療機関制度について定める。

(診療連携医療機関の対象)

第2条 診療連携医療機関の対象は、地域の診療所および歯科診療所、医療センターの院長が特に認めた保険医療機関とする。

診療連携医療機関であることの標榜のみを目的とし、実質的な患者紹介が困難な医療機関は対象とならない。

(診療連携医療機関の手続き)

第3条 診療連携医療機関の手続きについては次のとおりとする。

- 1 登録 医療センターの診療連携医療機関を希望する保険医療機関は診療連携医療機関申込書により医療センターに登録申込を行う。医療センターは登録を承認した保険医療機関に対し、診療連携医療機関認定証などを交付する。
- 2 更新 登録の有効期間は診療連携医療機関認定証交付日から1年間とし、以後、双方に異議が生じなければ自動更新するものとする。
- 3 変更・辞退 登録内容に変更が生じた場合、また診療連携医療機関を辞退する場合は文書で医療センターに届け出るものとする。
- 4 登録抹消 診療連携医療機関として不相当と認められた場合は、医療センターは登録を抹消することができるものとする。

(診療連携医療機関の権利、特典)

第4条 診療連携医療機関に勤務する医師、歯科医師は医療センターの登録医として、以下のことができるものとする。

- 1 登録医は、医療センター内における病診連携カンファレンス等に参加することができる。
- 2 登録医は、入院中の紹介患者について主治医の許可により、診療録、レントゲン写真等を参照することができる。
- 3 登録医は、放射線検査機器、開放病床、図書室を利用することができる。
- 4 登録医は、医療センターが主催する臨床検討会、講演会、研修会等に参加で

きる。

第4条の2 診療連携医療機関は以下の特典を有する。

- 1 医療センターのホームページに診療連携医療機関としての紹介。
- 2 医療センター利用者に対し、掲示板、チラシ等による診療連携医療機関の情報提供。
- 3 医療センターの診療連携医療機関であることを表示することができる。
- 4 医療センターは診療連携医療機関からの紹介を積極的に受け入れ、適切な時期に紹介元へ逆紹介するよう努める。

(診療連携医療機関の責務)

第5条 診療連携医療機関は、医療センターとの連絡を密にし信頼と連帯感を深めより良い医療を実践できるよう努力するものとする。

附則

この規定は、令和2年10月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和5年11月1日から実施する。

この規定の一部改正は、令和7年12月1日から実施する。